

有栖川宮家と皇室

高松宮家編輯監託
文 學 博 士 福 井 久 藏

本會に於て各位に對し一場の講演を申上げることは私にとつて光榮とするところである。併し始に御断を申さねばならぬことは私は元來歴史畠のものでなく、昭和の初頃より高松宮家の御用命を承つて、舊有栖川宮家御歴代の文學方面の事だけを特に専門に調べ、御歌集編纂に従うた者である。隨つて古文書などは餘りよくは存ぜぬ。御傳記方面については、宮家には別に御傳記編纂部があつて、威仁親王の御行實二卷が夙く御出版になつた。その後熾仁親王・熾仁親王の御行實は、前に宮内省編修官文學博士久保得二氏、次いで芝萼盛氏を中心に、二三の人が加はつて、御日記・記錄等を一々拜讀し、これも三卷に別つて刊行せられた。更に一層古い所へ遡つて、有栖川家御初代からの御行實もその大部分は出來てゐて、明春早々には出版になることと承つてゐる。其の方面的編纂に當つた人ならば、色々有益なお話もある事と信ずるが、私の方では、諸君の御期待に副へぬことを遺憾とする。

なほ此處に掲げた講題には、「有栖川宮家と皇室」と云ふ事になつてゐるが、私は學習院に長年奉職致したものゝ、明

治天皇様の御聖徳に關しては側近に奉仕された方々とちがひ特に申上奉る程の資料を有してゐない。今日の御記念講演に際しても、これはと申す程の新しい事實も申し上げられないのを遺憾とする。却つてまた皇室の御事を間違つたことを申上げては恐れ多い次第であるから、主として此處には有栖川宮家のお話を致して、その間に自然と、明治天皇様の御上にも申し觸れると云ふ積りでお話を進めたいと考へる。

二

最初に先づ、元有栖川宮家と現高松宮家との御關係を申上げる。有栖川宮家の御初代は後陽成天皇の第三の宮の好仁親王であらせられるが、當時はまだ有栖川の御宮號がなく高松宮と申し上げた。此の御方には明子女王御一人で、御男子がなかつたので、後水尾天皇の皇子良仁親王が御名跡を受けられた。その時もまだ有栖川ではなく、花町宮と申し上げたのであるが、後光明天皇の崩後、良仁親王は大統を繼承あらせられ、西院天皇と申上げ、明子女王は女御にならせられた。斯くて御二方とも舊御殿にはいらせられないでの、あとは只舊臣がお留守居をしてゐるばかりで、一時無住の宮であつたが、其の後十四年を経た寛文七年に至つて、皇子幸仁親王が改めて其の宮に住ませ給ふ事となり、此の御時に初めて有栖川宮の稱號を賜はつた。故に嚴密に申せば、有栖川宮家の初代は幸仁親王であるが、宮家の御系圖の上では前申した如く好仁親王を御初代と立てゝある。一體有栖川の宮號は曾て伏見宮家の御宮號だつた事がある。その御由緒は不明であるが、京都には有栖川といふ所が四ヶ所ある。其の一つは齋宮の野宮がある嵯峨の有栖川で、伏見宮の前御宮號は此の地に因んだもの、高松宮家の方は、御所に近い方の有栖川に因んだ御稱號かと存せられるが、確な事はまだ申上げるに至らぬ。さて幸仁親王の御次は正仁親王で、これが御四代目であるが、此の親王には御子が無かつたので、

今度は靈元天皇の皇子職仁親王が其の後を受けになり、こゝで御血統が變つた。此の親王の御子には晋仁王があらせられたが、御部家住の間に薨せられたので、御世代には算へず、次の織仁親王が六代目を繼がれ、續いては韶仁親王・蟻仁親王・熾仁親王と後をお受けになつて、其の御次には、熾仁親王の御弟威仁親王が十代目とならせられた。その次は裁仁親王であるが、此の御方は海軍兵學校御在學中、明治四十一年に二十二歳で薨せられたので御繼嗣は斷絶し、御妹の實枝子女王は徳川慶久公に御降嫁になつた。以上が即ち有栖川宮家御系圖のあらましである。

徳川時代の親王家と申せば、最初は此の有栖川宮家と、伏見宮家、京極宮家（桂宮）の御三家しかなかつたものであるが、松平樂翁公が幕府の執政時代に新に閑院宮家を立てられて、それ以來四家となつた。四親王家は皇室に若し皇子様のおはしまさぬときは入つて御大統を繼がせられる御家筋であり、殊に有栖川宮家は、維新的元勳中の元勳であらせられる熾仁親王の御家筋であるのに、御繼嗣が絶えて御絶家になつたのは、上下共に遺憾とする所であつたが、畏くも天皇陛下の御恩召により大正天皇の第三皇子宣仁親王殿下に高松宮號を賜はり、殿下は實枝子女王の御腹の徳川喜久子姫を妃殿下に立てられ、又有栖川宮家の記録圖書寶器一切を御受けになつたので、國民も實に忝なき次第と存する。只今の高松宮と有栖川宮との御關係の浅からざることが分る。

有栖川宮家には、野史の編纂者飯田忠彦の撰した御系譜略が一巻ある。これは汎く世に出てゐるものであるが、それには御歴代の外にすべての王子・女王の上をも詳記してある。これ等の方々は如何成らせられたかと申すに、誠に恐れ多い事はあるが、當時の幕府は、經濟政策その他の見地から、宮家の増加する事、又は臣籍に降つて姓を賜はり、一家を新に御立になる事を欲しなかつた。それで大抵の王子王女方は、由緒ある寺に入つて門跡になられた。有栖川宮

家でも多くはさうである。只蟻仁親王の御兄弟の公潔王は西園寺家を繼がれたが、此の御一方を除いては、それぞれ皆、智恩院・仁和寺・大覺寺・聖護院・三寶院・勸修寺・輪王寺、或是一心田の專修寺などの門跡にお坐りになつた。又姫宮では、初代好仁親王の姫宮明子女王が後西院の女御に、第三代幸仁親王の姫宮幸子女王が東山天皇の中宮になられた外は、近衛家・淺野家・毛利家・將軍家・井伊家・伏見宮等へ、それぞれ御縁づきになつたが、其の他は王子方ど同じく剃髪して、或は京都の瑞龍寺、奈良の中宮寺、帶解の圓照寺等に入つて、これ亦門跡となられた状態である。

斯かる王子や女王、法親王などの御方々には、陛下の御猶子になられた方が多い。又、御養子・御養女になられたのもある。是等の方々についてもお話し申上ぐべき事は色々あつて、例へばこれは正史に出てゐるかどうか存ぜぬが、中宮寺に成淳女王が御門跡であられた時には、十津川事件關係の伴林光平をお匿まひになつて、後に光平が連拙く幕府の手に捕はれたので、御歎きの歌を詠まれた。その御作が今に傳はつてゐる。しかし、それ等を悉く申上る事は勿論、御歴代の御行實のみでも、一々申し盡すのは困難な事であるから、こゝには文學方面では蟻仁親王、政治方面、神道方面では蟻仁親王、蟻仁親王の御事を主として申上げる事にしたい。

III

宮家御歴代の中でも、初代の好仁親王に關する資料は、宮家に多く遺つてゐない。御直筆はお歌が唯だ二首だけである。しかし文學に長ぜられた御方で、水戸の光圀が集めた扶桑拾葉集の中には文章も一篇載つてゐる。それから連歌の方面を調べて見るに、その作品が大分存してゐる。こゝにもつて參りましたのは寛永六年の十月晦日に、高松殿の御書院開があつた當時のもので里村昌琢の筆である。昌琢は幕府の連歌師で京都に住み慶長七名人の一人と呼ばれた昌叱の

子で、父にも劣らない斯道の宗匠である。

此殿や庭の冬木も春の色

昌琢

の發句に對し、親王は

雪はいつ見んこすのとの山

水

と脇を付けてるらせられる。句の下に「水」とあるのは親王の御雅號で、斯道に於ては假名といひ、只今で申せばベン・ネームである。次に

風ませに晴る跡より時雨來て

東

とあるが、これは御叔父君の曼珠院良恕法親王で、あとは阿野中納言實顯、水無瀬中納言氏成等の人々が巻を卷いてゐる。親王の連歌の資料を私が大分蒐集してゐる。

二代良仁親王のものは、宮家に多くないが、お若い時のお作が残つてゐて、列聖全集にも載つてゐないものも多少はある。次の三代幸仁親王は、光圀公の『扶桑拾葉集』に序文を書かれた御方で、文にも歌にも長じておいでになつた。また、狩野永納に就て畫を學ばれ、其の御作品は現に宮家に傳はつてゐる。四代の正仁親王には私の手を避けます前に成つた御歌集もあり、御筆蹟も色々傳はつてゐる。職仁親王以下御歴代の御筆蹟は頗る豊富である。

以上、御初代からの概略の事を申上げたが、これから重に職仁親王の御文學について、述べる事とする。

職仁親王は御父帝の靈元天皇から歌道と入木道とを受けられた外、別に鳥丸光榮に就て兩道の蘊奥を究められ、斯道の御著書もある事は拙著大日本歌學史に説いて置いたが、こゝに携へて參つたのは明和四年四月三日に彦根中將へ遣は

された草案、黒田少將へ遣された草案、一步抄、和歌傳授誓紙寫等、御筆物の寫目録でもこの通り夥しいものである。

歌道の傳授は非常に嚴重なもので、たとひ親子の中でもその器にあらざれば容易に傳へない、またその儀禮に於ても他人と同様に一々誓書を入れてから授受する。晋仁親王も寶曆三年に父君から傳授を受けられた時には、やはり「今般和歌テニハ御相傳の事は誠に鴻恩の義で、恐入つた次第である、今後は彌々道を崇び、御教旨を堅く守つて修練致す」といふ趣意を認めて定式の誓書をお差入れになつてゐる。其の他の御門人は勿論の事である。職仁親王の時の御門人帳はこゝに見る門下契約年月記と題する一冊で、それに據ると、寛延二年九月から明和六年十月までの御門人數は二百數十人に上り、其の中には、上杉鷹山公を翼けて治内に善政を布かせた細井平洲（甚三郎）の名も入つてゐる。これは夙くから御門下に参じて教を受けたものらしい。それから寶曆二年五月二十一日の條を見ると、伊勢の谷川淡齋（士清）^{コトキヨ}が入門してゐる。淡齋は日本書紀の研究者で、有名な『日本書紀通證』三十五卷を著した外に和訓栞の如き江戸時代に於ける最大一の字書を作つた學者である。この日本書紀通證は河村秀根の書紀集解よりもその研究を進めたもので、本居宣長の古事記傳と共に江戸時代に於ける古典研究の雙璧と稱されたものである。此の淡齋の名前の士清を、普通にコトスガと訓んでゐるが、御門人帳にはコトキヨと振假字がついてゐる。これで見ると、或る時代にはコトキヨと稱へてゐた事がわかる。次に又寶曆十三年二月十六日には、富士谷専右衛門成章が入門してゐる。此の人は我國の語學史上優秀な業績を遺した學者で、「あゆひ抄」「かさし抄」「よそひ圖」などを著し、和歌六運説を立て、「六運圖略」を作り、また五級三卷を著しその他にも色々の著述をした。西洋ではマルヘンの蒐集家で歴史文法の始祖と立てられてゐるグリム兄弟より成章は其の以前に語學を歴史的に觀察し、詞の用法を緻密に論じてゐる。以上の細井平洲・谷川淡齋・富士谷

成章の三人の名を見ただけでも、如何に職仁親王の御門下には逸材が揃つてゐたかとわかるのである。

斯道に關して皇室との關係を申すと、寶曆二年十一月十日には、桃園天皇御踐祚後初めて女房奉書を以て御製拜見を仰せつけられたので、寄道祝といふ兼題を短冊に書いて差出された事があり、又、明和三年の八月九日には、石井前宰相を以て書道御師範を仰せつけられた事が記されてゐる。これで見ても書道・歌道の上での皇室との御關係は一方ならず深かつたことが分る。

その外なほ御門人帳には、寶曆八年、竹内式部事件に關係して、徳大寺公誠卿以下十七人が罰せられた事が、それぞれの姓名の上に出てゐる。例へば岩倉三位の上には、入門の日附がある外に、寶曆八年七月二十四日、勅命によつて蟄居とある。その外、清水谷中將の事も出てゐるし、東久世三位も所勞で引範つたとあるが、なほ植松兵衛佐は遠慮、徳大寺三位は永蟄居、裏松光世も蟄居、鳥丸中納言も同様である。是等の公卿は何れも勅命によつて破門になつてゐるのであるが、此の記載は、我々に非常な感銘を與へる。抑も一天萬乘の君が國家を統治あそばされる爲に帝王學の必要なのは明瞭な事である。又、堂上の公卿たちが輔弼の大任を全うする爲に、色々な學者の講演を聽くのは、これ亦當然の事である。然るに徳川幕府は元和の公家法度に於て公卿たちの學問に制限を置いた。徳大寺卿等十七人はそれに背いたといふのが表面の理由であるが、竹内式部は元來閻齋學を修めた人で、垂加神道の立場から幕府の政策を難じ、彼等は幕府あるを知つて天朝あるを知らない者であると常に慷慨して止まなかつた。それで江戸幕府では、斯かる式部の説が京都に勢力を得て、勤王精神が勃興するのを恐れ、之を若芽の間に摘み取つた、といふのが眞相である。私は御門人帳を拜見したときに、此の事を思ひ出して、感を新にしたのであつた。

四

次には蟻仁親王・蟻仁親王の御事を申す順序であるが、神祇關係の事は佐伯氏に譲つて私は他の方面を申したい。

有栖川宮家と和宮との御婚約の事は有名な事實であるが、これは孝明天皇の皇妹和宮様が御六歳の時、蟻仁親王に御降嫁の勅許があつたと記憶してゐる。それから九年後に愈々御結婚といふ事になつて、宮家では御普請その他の御準備をお急ぎになつてゐるうちに、其處へ恰も突發したのが、米艦の渡來、續いて通商條約の締結、尊攘論の沸騰で、その鼎沸狀態を緩和する爲に公武合體論が唱へられ、それやこれや遂に和宮様も御不本意ながら徳川家への御降嫁となつたのである。此間幕府の大老井伊直弼の謀臣長野義言の如きは、和宮様は内午でどうとか云ふ不敬な手紙を所司代部下の人に書き送つたりして暗々裡の策動をしてゐるが、蟻仁親王は幕府の不臣極まる條約締結の態度を國家のため捨て置かれずと思召して、陛下のお膝下へ建白書を御提出遊ばされた。ところが此の事が幕府に聞えると、幕府では、宮家の諸大夫豊島泰盛と、飯田忠彦とが其の建白書に加筆したものと考へて、町奉行所に呼び出し、忠彦は續いて江戸表に護送させた。其の頃、忠彦が友人生田貞榮に送つた手紙に據ると、自分が幕吏に引かれて行く時、恐れ多くも親王様には、御殿のお物見に出させられて、長い間御目送になり、御目には涙さへ浮べて御出になるのを遙に拜し奉つたと記してゐる。忠臣をいたはつて御出になるのは洵に辱ないときはみである。忠彦は放免されたが、その後櫻田事變の時、通謀の嫌疑で伏見に呼び出され拷問されたのを憤慨して終に自殺を遂げた。宮家では其の忠志を感じられて、長島文彦といふ者に名跡を繼がせるとか、或は野史を出版されるとか、色々御懇の思召しがあつた。

親王は國家非常時に際し、今までの長い間の慣例を打破して、身を挺して國家の非常時に盡さねばならぬと固い御決

心で國事に當らせられたので、其の間長薩の事件、或は七卿落などもあつて、殿下も遂にはやはり三年間の幽屏にお遭ひになつた。その長い間殿下には、直綬といふ僧侶の着る物を召して、靜に珠數爪繰りつゝ謹慎しておいでになつたが、苟くも機會があれば密かに勤王同志の人と會して、時勢に應する制度の改革に骨を折られた。

熾仁親王の御歌は五千七百六十五首といふ多數に上つてゐるが、殊に明治以前の御作が多い中で、元治頃のお歌に

もちの夜も晏らば晏れ此頃は

よしながめんも心晴れねば

とある。當時の御心情拜察するも涙である。御父宮にもやはり御同様の御歌があるが、畏くも金枝玉葉の御身を以て、斯くまでも御苦勞遊ばしたのは恐懼に堪へない次第である。それと申すも畢竟、幕府の態度が當を得なかつたからであつて、將來外國と條約を締結する時には必ず先づ勅許を奏請するとの確約にも關らず、幕府が縱に四國條約を結んだ事を武家傳奏から申上げた時、九條關白に遣された宸翰には、「誠に以て存外の次第」「言語に盡し難き次第」「追々增長」と幕府の不法を逆鱗あらせられ、「愚昧な身になまじひに帝位に居つて、所詮力に及ばないのは歎かはしい事であるから帝位を譲りたい」とまで仰せられてある。實に何とも評する言葉のない時世であつたのである。

そんな時であつたから、宮家では初春が來ても御年賀をも申されず、御幽居の有様で、熾仁親王の御歌にも
賤が住む門のはひりのさし柳

めも春くれど來る人もなし

とある。これは慶應元年正月のお作であるが、拜見して坐ろに熱淚が催される。

しかし時世は廻る。孝明天皇崩御あつて、明治天皇が践祚あらせられると、直ちに他行停止の勅免があつて、間もなく明治元年の五月二十八日には、父宮の御代理として主上のお習字の助教を仰せ付けられたばかりでなく、復古新政の初には、議定・參與の上職たる總裁に任せられ給ひ、なほ東征大總督の大任をも受けられた。此の時熾仁親王には、御發途に先だつて、新政に關する建白書を奉られたが、それは御政治の初に賞罰黜陟を明らかにする必要を奏上せられたもので、支那の例で申すと、有名な孔明の出師表を聯想せしめるものである。殿下は當時恰も御三十四歳であらせられたかと存する。愈々御出發と申す時には、松葉色雲立涌顯文紗に金糸もて屋上鳥の丸紋をぬひとつた鎧直垂を召し、紫顯紋紗の召物に、桐の御定紋附の陣羽織を御着用、錦旗を麾かし、九尺八寸五分の縞子の旗を押し立てゝ關東へ御進向になつた。その時の御道中にも、下々の者に御いたはりの深い殿下は、遠州荒井の宿場で、御馬印を捧げてゐる者が、重さに苦んでゐるのを御覽せられて、その柄を一尺八寸切り下げさせられた、といふ出來事がある。斯くて三月の六日には、駿府に御到着、御陣所から細々と父宮に御道中の事を御報告になつてゐるが、その中の御歌に

駿河なる富士の高嶺は白妙の

雪を光に晴るゝさやけさ

とある。其の後、間もなく關東・東北の兵亂が鎮定して、十月十三日には、畏くも明治天皇東京へ行幸あらせられたので、殿下は品川に聖駕を奉迎せられ、その時には

武藏野に尾噪さんと思ひしを

みゆき畏くあふぐ今日かな

と感懷をお漏らしになつた。さて又、十一月五日には、一旦御歸洛といふ事になつて、再び函嶺を西へ越えられたが、その時にも秀逸の御詠がある。此の御歸洛は、専ら跡始末の爲であつたが、殿下は徳川氏に對して何等の御私怨をも留めさせ給はず、實に寛大な御取扱きを遊ばされた。そして御歸東後は改めて又、古典制度の研究に心を傾けられ、日を定めて學者を召し、『日本書紀』『令義解』などの講義を御聽講になつた。御結婚は明治三年、御三十六歳の時であつた。下々とは事かはり、宮様が御三十六歳まで御獨身の先例は、古來餘り無い事なので、皇室でも御転念の事であつたらうと拜察されるが、此の時御結婚あつた事は、上下喜びの種であつた。

次いで明治八年には元老院議長に御就任、陛下同院に臨御の時には、御手づから西洋代議政體についての書物を賜はり、それを参考に國憲を起草せよとの勅諭を受けられたが、明治天皇は、常に人材を御照鑒あつて深く之を御信用あらせられた中にも、此の宮に對させられての御信任は一段の御事であつて、此の時ばかりでなく、何か特別重要な事件があつた時には、毎に「有栖川に諸らう」と仰せられたと漏れ承つてゐる。

これは遡つて明治四年の事であるが、中央政府の總裁であられた殿下は、急に福岡藩知事としての御任命をお受けになつた。當時の藩知事は皆舊藩主が任せられたもので、殿下の御就任は全く以て異例であつたが、これは福岡藩に内紛があつて、現地では所謂の三代相恩の家臣等が何れも主家の一大事と肩肱張つてゐる所であつたから、到底尋常の者は治められまい、と思召しての御任命であつたらうかと拜察される。此の時殿下には、河田大參事を御同伴、御供揃も少く、博多に御着あつて、黒色の御羽織に、茶字の袴を召し、馬上袴かに藩邸に赴かれて萬事の御處置を遊ばされたが、斯くて暫くの間に、さしもの難件をお取扱きになつて、地方行政の模範を示させ給ひ、立派に陛下の御目がねに御

酬い申上げられた。此の御赴任は御結婚後、間もない時の事であつたので、行く行くは、妃殿下をもお呼び遷しなつて、根をまるで地方行政に當る御つもりであつたが、殿下御旅居の間に妃殿下は御二十三歳で空しく薨去せられた。

去年の秋旅立つときを空蟬の

世の別とは思はざりしを

とは其折の御歌である。當時の御胸中、恐れながら如何ばかりでおはしましたらう。

明治十年の一月には、聖上が神武天皇・孝明天皇の御陵御親祭の爲、近畿地方へ御發輦あらせられたので、殿下にも供奉せられた。一體殿下は、いつも行幸には供奉せられるか御先着の上お待受申されるか必ず其の何れかであつて、幕末の加茂神宮行幸にも供奉遊ばされ、石清水行幸の時には御先發を遊ばされた。此の時にも、神武天皇御陵御親祭に供奉されて、次のやうな御歌をお詠みになつてゐる。

禊して君が祭れる畝傍山

神もうれしと享け給ふらむ

その年に勃發した西南の役に、殿下はまた征討總督となられたが、曾て征東大都督として關東方面へ御進發あらせられた際には、幃幄の參謀として御信任あつた西郷の討手にお廻りになつた、と申すのは、思へば奇しき運命である。併しながら勅命をお受けになつた殿下の御胸中は光風霽月の如く、毫も恩怨に拘らせたまはず、一意たゞ君國に報ぜんとする御志の外はなかつた。我が國の歴史を縋いて見て、明治維新の時ほど人物の輩出したことは、一寸外に例が少いやうであるが、若しもそれを統率する徳望識見のすぐれた大人物が無ければ、色々の弊害が起る。ところが恰も其の時に

當つて、殿下の如き御德望の高いお方が坐したので、何人も之に磨き奉つて御命を奉じたのである。國定教科書などには、殿下の御記事が在るかどうか存ぜぬが、此の點から觀ても、殿下の御功勳は特筆大書して永遠に傳ふべきものであらう。西南役に征討總督として熊本御滯陣三ヶ月の間は、粗末な民屋で御起臥になつたが、その時の御歌には

火の國の名に顯れてなか／＼に

もゆるばかりの暑さなりけり

とある。御實境の御歌と拜する。凱旋の御時、明治天皇の殿下に對する御恩賞は、實に至せり盡せりであつたと漏れ承るが、恐らくそれは殿下御征戰の御勞苦を深く感じ思召しての御沙汰であつたらう。

その後殿下は明治十三年の二月に、元老院議長の職は兼任となり、近衛大將を以て左大臣となられた。當時の太政大臣は三條、右大臣は岩倉であつたから、親王の御身を以て、謂はゞ其の關係にならせられると申すのも、不相應な話であり、殿下御自身としても御拜辭のお心組であつたが、當時は閣老の間に不和があつて、どうしても殿下を煩はさねばならぬ時世であつたので、陛下から特別の御内命があつて、遂にお受け申されたと申す事である。それで同年六月、陛下が山梨・三重・京都地方御巡幸に當つては「朕巡幸の間、親しく政を覽ることを得ず、凡百の事、卿に委任す。卿それが朕が意を體して處分せよ」との御意味の優詔を殿下に賜はつて、左大臣でありながら、攝政御同様の要務を御覽せられた。五千萬圓をめぐる豫算問題が圖らず起つて、政論が沸騰し、殿下が色々御苦心あそばされたのは、此の御巡幸中の御事と承つてゐる。又、殿下には、外國の皇子其の他の貴賓たち來朝の際に、大抵、陛下の御名代となられて、終始お盡しになつたが、外國の皇室で何事が弔賀のある時にも、又殿下が御名代をお勤めになつた。明治十五年にはロシア

皇帝戴冠式があつたが、此の時も殿下は御名代として御渡露になつて、その序に各國を廻り、約八ヶ月の大旅行を終つて、立派に御使命をお果しになつた。その間の記録も色々と宮家に残つてゐる。

その外、皇室と宮家との特別の御關係を拜し奉る資料は、宮家のお日記の中に色々断片的に出てゐるが、その一二を申すと、例へば、靈元天皇のお祭の際には、熾仁親王が、葡萄と白羊羹をお供へになつたとある。これは御生前の御好物であらせられる爲で、一寸した御行動にも、斯ういふ風に一々御深意がこもつてゐるのである。

又、殿下の父宮熾仁親王は當世風がお嫌ひで、維新後も長く京都に留まらせたまひ、明治五年、愈々東京にお引移りになつてからも一度も洋服を召さなかつたとの御事であるが、そんなわけで、陛下に拜謁の時にも、陛下の特別の思召を以て、此の宮殿下に限り、袍に小直衣を召しての御參内であつた。こんな事も明治天皇御聖徳の尊い一端であらう。斯様な拜謁の折には、必ず御茶菓が出たが、殿下が其の儘にしてお下りになると、あとで皇室から態々それをお送り届けになるのが御定例であつた。こんな事にも、皇室と宮家との一ト通りならぬ御關係が拜せられるのである。

又、芝浦の離宮などに陛下が御行幸あらせられた折には、御親ら土筆をお摘み取りになつて、これは自分が摘んだものであるからとの仰せて、宮家に下されたとある。光孝天皇の有名な御製にも「君がため春の野に出でよ若菜摘む我が衣手に雪は降りつゝ」とあるが、それはまだ皇子であらせられた時の御歌である。明治天皇は、畏くも天皇の御身で、御親ら摘ませ給うた物を贈らせられたのであるから、一層難有い恩召と拜せられる。皇太后陛下についても、御同様の事があつたと承つてゐる。斯ういふ風な事實は、外にもなほ數々あるが、今一つ申し添へる。明治二十七八年戰役の時、殿下は恰も還暦のお祝の年で、其御老齢にも拘らせられず、日々大本營に御出仕であつたが、遂に病を獲させ給うて須

磨で薨去あつた。その御時の、陛下の御心痛は、一方ならぬものであつたと申す事で、後日米田侍従の謹話に據ると、前には元田侍講の薨去の時、後には熾仁親王薨去の時ほど、陛下が殊に深に御心を痛めさせられたのを拜した事はなかつた、との事である。その時には尙ほ、「有栖川が今一年ながらへてゐてくれたらなア」と御歎息あつたとも漏れ承るが、御送葬が終ると、その聖意を侍従をして墓前に告げしめたまひ、御一年祭の時にも優渥な勅語を下された。上には斯かる聖徳の君がおはしまし、皇族には殿下の如き御人材があつて、諸臣を率ゐさせ給うたからこそ、あの明治の隆運も興つたのであつて、かへすがへすも尊い御事である。

五

以上は主として熾仁親王殿下の大政御輔佐の功勳を申上げたのであるが、その外に又殿下は、公私各方面の事業の總裁となつて偉大な御業績を残させ給うた。先づ明治六年には華族會館の館長となつて華胄界の風紀を正し、十三年には赤十字社の前身たる博愛社の社長として世界の平和に貢献し、或は又美術協會の前身たる龍池會、大日本教育會の總裁となり、十八年には徳大寺公等發起の興風會總裁として歌道の進歩を圖られた等、算へ上げれば際限もない程である。

一體學問の方に趣味を持つ者は武道や政治に疎そかな傾きがあり、又政治的才幹のある者は學問に疎いのが普通であつて、大臣に立派な著述が少いのは其の一事例である。ところが殿下にあらせられては其の除外例で、政治方面の御識見に富ませたまふのみか、御年少から文武の御嗜み深く、飯田忠彦の野史にもみづから序文をお書きになつてある。されば、學事に對する御獎勵も並々ならぬものがあつて、或は藤井希璞の育英義塾とか、京都華族の起した平安義校、等に補助を與へられ又、藤井出版の英華辭典の出版の資を助けられるとか、露國大學、東洋語學校に書籍の寄附をされる

とか、是等の方面にも御盡力になつてゐる。高松宮殿下が、學術獎勵金を御下賜になつたり、社會事業の功勞者を顕彰遊ばされるのは、恰も此の熾仁親王殿下の御德行と一致してゐる所で、共に尊い恩召である。又、熾仁親王は、自分さへ正しければ皇族に護衛は要らぬとのお考へで、大久保内務卿暗殺のあつた後、護衛をお附け申さうとしたのを、固く御辭退あらせられ、只公式の時にだけ止むを得ず護衛の者を召し伴れられたのであるが、高松宮でも現に警守の門衛はなく、御入口にはベンチが置かれて小兒等の遊ぶに任せられてあるが如きこれも兩殿下御高徳の一面であると思ふ。

御父宮熾仁親王の神道方面の御行實については、諸君御周知の事であるが、神道問題で千家尊福が田中頼庸等と爭論し、學者や神道家の間で紛糾が起つて殆ど收まりがつかなかつた時に、平生は世間へ出る事のお嫌ひな御性質であらせられ乍ら、明治天皇の御命によつて神道總裁、或は皇典講究所の總裁等に成らせられ、地方官を呼んで御趣意を理解させるとか、資金を御下賜あるとか色々御盡力遊ばされた外、或は桓武天皇の御爲に拜殿をお建てに成るとか、好仁親王の御菩提所である近江の崇福寺で御追福の事があるとか、神佛兩方面に亘つてお盡しになつた。その後皇典講究所の事業も追々盛を致したにつけても、殿下が、神道は皇道の基で、國體の尊い所以はこゝにある、と仰せられた御訓示を思ひ出でて、今後彌々斯道が一般に徹底して皇室・宮家の御趣旨が廣く行き届くやうに致したいものであると考へる。

一年月が経過すると、凡ての事は忘れがちになるものであるが、今に儼然と立つてゐる霞ヶ關離宮の御殿は、曾て熾仁親王御心づくしの特別な御建築であることを、現に承知してゐる人が少くなつたのは遺憾であつて、近く參謀本部前にある殿宇御馬上の英姿の御銅像を拜するにつけても、感慨の深いものがある。數年間宮家の御歌集編纂の事に與つてゐる關係上、聖恩の深きを思ひ、又、宮家御代々の御上を思うて、聊か御功業の一端を述べさせて戴いた次第である。